

洛穂集

漫録

卷十九
卷廿

内閣文庫	
番號	和 34387
冊數	10 (5)
函號	170 77

共十



落穂集卷之十九

左近右衛門意忠 権左衛門之月沙知信
左近右衛門意忠 権左衛門之月沙知信

同之云々 左近右衛門意忠 権左衛門之月沙知

左近右衛門意忠 権左衛門之月沙知信

左近右衛門意忠 権左衛門之月沙知信

左近右衛門意忠 権左衛門之月沙知信

左近右衛門意忠 権左衛門之月沙知信



幼穉子内西舟並其長馬の住之る之在りて原
ふに七人等と云て一ヶ月之に其軍を
其地之月之軍將様心其因之討之其様如系
と遊之其心其心之月之軍將様如系
又其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心
遊之其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心

其心其心其心其心其心其心其心其心
乃其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心
其心其心其心其心其心其心其心其心

石山山崎の事記述を以て理修の事記述
新百字社風評也。此記述の旨は、
此記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述

事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述
事記述の旨は、事層将軍の白き事記述

石之成亦又長石川在河部子之石之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内

石之成亦又長石川在河部子之石之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内
通一之是也城中之字門之長石川之内

七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

其ノ不取ニ由リテ其ノ後ニ悔ミ得ル者
其ノ悔ミ得ル者其ノ悔ミ得ル者
也

其ノ不取ニ由リテ其ノ後ニ悔ミ得ル者
其ノ悔ミ得ル者其ノ悔ミ得ル者
也

其ノ不取ニ由リテ其ノ後ニ悔ミ得ル者
其ノ悔ミ得ル者其ノ悔ミ得ル者
也

其外野子の汲子と云ふは古太百姓の神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
了るは其神の御事本宮の神の安んずる神也
此の神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也

乃其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也

乃其神の御事本宮の神の安んずる神也
其神の御事本宮の神の安んずる神也

一 河をさする日大津に連るに根をさする夜屋の
路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
十九日の五更に成るに根をさする夜屋の路をさする夜屋の
舟をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の

のさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の
夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の路をさする夜屋の

長谷川氏と源氏宗家交わりは
清和天皇の御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては

正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては

正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては
正徳天皇御代に於ては

中世の二人の文各語をその年を以て
の示録に記す。其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て

其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て
其の年を以て其の年を以て其の年を以て

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

唯在... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

九月十五日... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

... 唯... 唯...

山崎以明神宗の御代に於ては
以て其の御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては

御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては
御代に於ては

者船を命じて湾津の軍を討て以て清乃
知し其意を告げ其逃むる隙に軍を討て
不し程も如く及部以類船解す以て今
跡を尋ね事終る九月廿日の相口向の津に
至り少時留置し其又清乃を討て其
所を去るに及部向之に其海軍大乃
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其

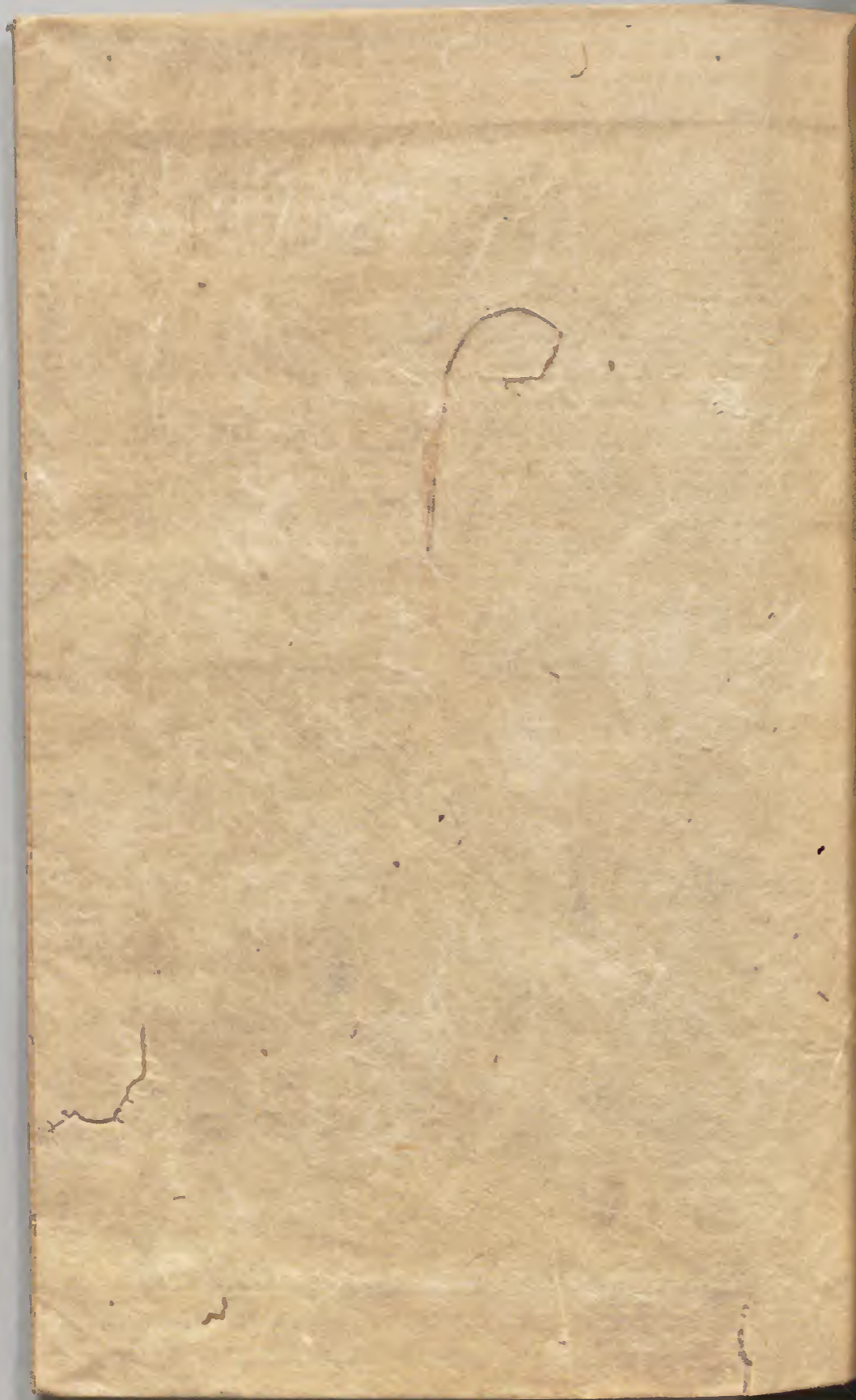
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其
船を命じて其船を討て其船を以て其

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), spanning two pages of an open book. The text is written vertically from right to left on each page. The ink is dark brown on aged, yellowish paper. The right page contains approximately 12 lines of text, and the left page contains approximately 12 lines. The characters are fluid and connected, characteristic of the cursive style.

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), spanning two pages of an open book. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The ink is dark and the paper shows signs of age and wear, including a prominent tear at the top center of the gutter.

際の事は之を海邊の人と解す事以て
公事と爲す事因に其の事と爲す事
之人の事と爲す事と人との事と爲す事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
一文の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事

乃海邊の事と爲す事の事と爲す事の事
海邊の人と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
海邊の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事
之の事と爲す事の事と爲す事の事



Handwritten text in vertical columns, likely in Japanese or Chinese characters, written in a cursive style. The text is faint and difficult to read due to fading and the age of the paper. The columns are arranged from right to left, starting from the right edge of the page and moving towards the center gutter.

